

決 定 書

申 立 人 [REDACTED]
DMUデモクラティック・ユニオン
清 算 人 宮城 史門

東京都新宿区四谷四丁目28番地14
被申立人 プレカリアートユニオン
執行委員長 清水直子こと関口直子

被申立人 [REDACTED]
清水直子こと関口直子

上記当事者間の都労委平成31年不第20号事件について、当委員会は、令和5年11月21日第1829回公益委員会議において、会長公益委員金井康雄、公益委員菊池洋一、同水町勇一郎、同太田治夫、同垣内秀介、同川田琢之、同北井久美子、同富永晃一、同西村美香、同巻淵真理子、同三木祥史、同渡邊敦子の合議により、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

- (1) 申立人DMUデモクラティック・ユニオンの前身であるデモクラティック・ユニオン（その後、「DMU民主一般労働組合」、「DMU総合研究所」と名称を変更した。以下、名称変更の前後を通して「組合」という。）は、

平成31年3月9日、被申立人プレカリアートユニオン（以下「プレカリ」という。）に対し、団体交渉を申し入れた（以下「本件団体交渉申入れ」という。）が、プレカリは、団体交渉に応ずる義務はないなどとしてこれを拒否した。

- (2) 3月13日、組合は、プレカリを被申立人として、当委員会に対して本件不当労働行為救済申立てを行い、その後数回にわたり請求する救済の内容を追加した。
- (3) 当委員会は、本件について請求する救済の内容を整理しつつ審査手続を進め、令和4年12月16日、本件は、結審した。
- (4) 当委員会の事務局は、本件結審時の申立人である「DMU総合研究所」に関する資格審査資料が提出されていなかったことから、組合に対し、数度にわたり関連資料の提出を要請した。
- (5) 5年7月26日、組合は、当委員会に対し、同月19日の臨時総会において、
①主たる事務所の所在地を肩書地に移転すること、②組合の名称を「DMUデモクラティック・ユニオン」に変更すること、③組合費長期滞納者の除籍処分を行うこと、④社会的な役割を終えたことに鑑み、解散すること、⑤解散に伴い、清算人に宮城史門（以下「宮城」という。）を選任することをそれぞれ決議した旨の臨時総会議事録と共に、⑦「DMUデモクラティック・ユニオン」は、同月19日の臨時総会決議に基づき解散したこと、⑧今後は精力的に未収債権の回収、未払債務の支払及び未完了業務の遂行に励行する旨が記載された「上申書」を提出した。

また、7月26日、組合は、当委員会に対し、「DMUデモクラティック・ユニオン」に関する資格審査資料も併せて提出した。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 本件団体交渉申入れに速やかに応ずること。
- (2) 組合結成、組合の組合員募集又は組合への加入を理由とした、プレカリの組合員であった宮城に対する平成31年3月18日の統制処分がなかったものとして取り扱い、同人が受領するはずであった賃金相当額及びこれに対する遅延損害金を支払うとともに組合の組合活動の運営を制約・阻害しないこと。

- (3) 組合や組合の組合員を監視する目的でプレカリ事務所内に盗聴器・監視カメラ又は各種のセンサー等を設置し、作動させないこと。
- (4) プレカリの関係者ないし報道機関に対して組合を誹謗中傷するビラを送付するなどして、組合の運営を妨害しないこと。
- (5) 組合のブログを理由に、宮城及び組合に対して損害賠償請求訴訟を提起するなどして組合の運営に支配介入しないこと。
- (6) 宮城及びプレカリの組合員であった高木浩孝に対する令和元年8月19日の統制処分を撤回するとともに、両名が受領するはずであった賃金相当額及びこれに対する遅延損害金を支払うこと。
- (7) プレカリの役員、職制らほか第三者をして、インターネット上で組合に関するデマを流布させることで、組合の活動を妨害しないこと。
- (8) 上記(2)、(3)及び(7)についての謝罪文の手交・掲示及び新聞並びに上記(7)についてのツイッターアカウントにおける掲載

第2 判断

当委員会が申立人組合の資格審査を行った結果、別紙令和5年11月21日付資格審査「決定書」のとおり、申立人組合は労働組合法第2条の規定に適合しない。

したがって、申立人組合が労働組合法上の救済を受ける資格を有するものと認めることはできない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、本件申立ては、労働委員会規則第33条第1項第2号の「労働組合が申立人である場合に、その労働組合が労組法第5条の規定により労組法の規定に適合する旨の立証をしないとき。」に該当するので、主文のとおり決定する。

令和5年11月21日

東京都労働委員会

会 長 金 井 康 雄

決 定 書

労働組合の名称 DMUデモクラティック・ユニオン

事務所の所在地

代表者の役職氏名 清算人 宮 城 史 門

上記労働組合の都労委平成31年資審第26号事件について、当委員会は、令和5年11月21日第1829回公益委員会議において、会長公益委員金井康雄、公益委員菊池洋一、同水町勇一郎、同太田治夫、同垣内秀介、同川田琢之、同北井久美子、同富永晃一、同西村美香、同巻淵真理子、同三木祥史、同渡邊敦子の出席により審査した結果、次のとおり決定する。

主 文

上記労働組合は、労働組合法第2条の規定に適合しない。

理 由

本件は、都労委平成31年不第20号不当労働行為救済申立事件（申立人DMUデモクラティック・ユニオン、被申立人プレカリアートユニオン及び清水直子こと関口直子。以下「31不20号事件」という。）に伴う資格審査事件である。

1 当委員会における31不20号事件の審査手続の経過は以下のとおりである。

- (1) 申立人DMUデモクラティック・ユニオンの前身であるデモクラティック・ユニオン（その後、「DMU民主一般労働組合」、「DMU総合研究所」と名称を変更した。以下、名称変更の前後を通して「組合」という。）は、平成31年3月9日、被申立人プレカリアートユニオン（以下「プレカリ」という。）に対し、団体交渉を申し入れたが、プレカリは、団体交渉に応ずる義務はな

いなどとしてこれを拒否した。

- (2) 3月13日、組合は、プレカリを被申立人として、当委員会に対して31不20号事件の不当労働行為救済申立てを行い、その後数回にわたり請求する救済の内容を追加した。
- (3) 当委員会は、31不20号事件について請求する救済の内容を整理しつつ審査手続を進め、令和4年12月16日、同事件は、結審した。

2 本件資格審査における手続の経過は以下のとおりである。

- (1) 当委員会の事務局は、31不20号事件の結審時の申立人である「DMU総合研究所」に関する資格審査資料が提出されていなかったことから、組合に対し、数度にわたり資格審査資料の提出を要請した。
- (2) 5年7月26日、組合は、当委員会に対し、同月19日の臨時総会において、①主たる事務所の所在地を肩書地に移転すること、②組合の名称を「DMUデモクラティック・ユニオン」に変更すること、③組合費長期滞納者の除籍処分を行うこと、④社会的な役割を終えたことに鑑み、解散すること、⑤解散に伴い、清算人に宮城史門（以下「宮城」という。）を選任することをそれぞれ決議した旨の臨時総会議事録と共に、⑦「DMUデモクラティック・ユニオン」は、同月19日の臨時総会決議に基づき解散したこと（以下、解散決議後の組合を「清算組合」ということがある。）、⑧今後は精力的に未収債権の回収、未払債務の支払及び未完了業務の遂行に励行する旨が記載された「上申書」を提出した。

また、7月26日、組合は、当委員会に対し、清算組合に関する資格審査資料も併せて提出した。

3 8月23日、当委員会の事務局は、宮城に対して事情聴取を行った。その概要は、以下のとおりである。

- (1) 宮城は、「上申書」（上記2(2)）に記載の「未完了業務」について、①31不20号事件については命令を受けること（現務の決了に含まれるから救済の利益はある）、②清算組合における債権（主に組合費）の回収及び債務（裁判の判決に基づく清算組合らによる賠償）の弁済であると述べた。
- (2) 宮城は、清算組合の清算人は同人のみであり、その旨登記済みであると述べた。

- (3) 宮城は、組合費の回収の見込みについて、約4か月の所要期間を見込んで
いる旨を述べた。

4 判 断

- (1) 上記のとおり、組合は既に解散を決議して清算手続中であり、清算組合の
行う事業は、「未収債権の回収、未払債務の支払及び未完了業務」に限られる
から、組合の主たる目的が、労働組合法第2条の規定する「労働条件の維持
改善その他経済的地位の向上を図ること」であるということは困難である。

また、組合の構成員は清算人1名のみであり、解散を決議していることから、
今後組合員の増加を見込むことはできず、組合に団体性があるということ
もできない。

- (2) したがって、組合は、「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善
その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又は
その連合団体」という労働組合法第2条の要件を欠いているといわざるを得
ない。

- (3) 以上のとおり、組合は、労働組合法第2条の要件を欠いていることから、
組合が、同法に規定する手続に参加し、同法による救済を受ける資格を有す
るものであると認めることはできない。

令和5年11月21日

東京都労働委員会

会 長 金 井 康 雄